

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和8年2月4日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2500486号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2500023号

第1 結論

平成元年2月1日から同年3月13日までの請求期間及び平成5年1月21日から同年6月9日までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成元年2月1日から同年3月13日まで
② 平成5年1月21日から同年6月9日まで

請求期間①の国民年金保険料は、その後に入社したA社において納付しておくと言われた。請求期間②の国民年金保険料は、その後に入社したB社において、納付書と現金を渡して納付してもらったが、請求期間①及び②が国民年金の未加入記録となっているので、調査の上、納付済記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間①の国民年金保険料については、その後に入社したA社(現在は、C社)が、請求期間②の国民年金保険料については、その後に入社したB社(現在は、D社に統合)において納付してもらった旨主張しているため、両事業所に照会を行ったものの、当該事業所は請求者に係る資料を保管しておらず、当時の給与担当者についても既に退職している旨回答及び陳述していることから、請求者の主張する保険料納付の取扱いについては不明である。

また、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付するためには、住民登録をしていたE市で国民年金の加入手続が必要であり、初めて国民年金の加入手続を行った場合には、国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)が新規に付番され、被保険者資格を取得するものとされていたところ、請求者は、E市役所において国民年金の加入手続を行った記憶はなく、社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照合システムにより氏名検索を行ったが、請求者に国民年金番号が払い出された形跡はない。

さらに、請求者が所持する年金手帳に厚生年金保険記号番号は記載されているものの、

国民年金番号の記載は確認できず、請求者はほかに年金手帳が交付された記憶がない上、オンライン記録によると、請求者が初めて国民年金に加入したのは平成 21 年 11 月 21 日であり、この頃に基礎年金番号により請求者の国民年金加入手続が行われたと推認できることから、請求期間①及び②において請求者は、国民年金に加入していなかったものと認められ、当該期間に係る国民年金保険料を納付することはできない。

加えて、E 市は請求者の請求期間①及び②に係る国民年金の記録は保存年限が経過していることから確認できない旨陳述しており、ほかに請求者が当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。